

【想定出題趣旨速報】

2025 年度慶應義塾大学ロー入試 下3法

作成：The Law School Times 編集部

【商法】

今年度の商法の問題は、公開会社の新株発行の差止め（会社法 210 条）についての基本的知識を問う問題である。

差止め事由については、新株発行を決定した取締役会当時の 1 株当たりの株式の評価額が 50 万であったにもかかわらず、D の払込価格が 20 万円とされたことから「特に有利な金額」といえる。よって、株主総会による説明（201 条 1 項、199 条 3 項）がないことについての法令違反（210 条 1 号）、そして、本件新株発は D が甲社の経営を支配するためになされたものであることから不公正発行（210 条 2 号）を主張していくことになる。

前段の有利発行については、問題文中で、どのような算定方法によっても株式の評価額は 1 株当たり 50 万円であったという事情が存在するから単純に当該評価額と D の払込み価格である 20 万円とを比較して、「特に有利な金額」といえるかを検討することになる。

次に、不公正発行については、問題文中に「D が甲社の経営を支配するために」との記述があることから支配権の獲得が主要目的であることは明らかとも思える。しかし、D の経営権取得が会社の成長にとって有意義であると考えられていることから、株主の共同の利益のための発行ではないかも問題とすることができる。

時間配分の都合上、株主の共同の利益についてまで言及するかは難しいが、これら全てを適切に論じられていれば、高い評価を得られるだろう。

以上の点を踏まえて、問題文中の具体的事実を検討し自分なりの結論を導くことが求められている問題である。慶應ローでは、期末試験などで原則形や前提事項、条文操作を重視する傾向があるため、入試においてもしっかりと上記事項が明示されているのであれば、より高い評価を期待できるだろう。

以上

【民事訴訟法】

問1について

本問は不法行為に基づく損害賠償請求において、原告が共同訴訟を形成している場合に相手方が過失相殺の評価根拠事実を主張し、その一部について原告の一方がそれを認める陳述を行ったことによる、裁判所及び一方当事者に対する効力を問う問題である。

本問においては、①裁判上の自白の意義・要件・効力、②規範的要件における主要事実、③共同訴訟人独立の原則の理解が必要であった。

結論としては、裁判所拘束力は生じる一方、原告の一方である X1 に対する拘束力は、共同訴訟人独立の原則によって生じないことになる。

問2について

本問は、原審が明示の一部請求であった場合において、請求を拡張する控訴の利益が認められるかを問うものである。この問題では、控訴の利益についての正確な理解が必要であった。名古屋高金沢支判平元年1月30日では、「黙示の一部請求につき全部勝訴の判決を受けた当事者についても、例外として請求拡張のための控訴の利益を認めるのが相当」としているところ、明示の一部請求について、この判例の射程が及ぶのか論ずることが求められる。

全体について

今年の出題は、裁判上の自白と、控訴の利益からの出題であり、予備校のいわゆる A ランク論点からの出題であった。

どちらも、基本的な理解ができていれば書くべきことが明らかであったが、そのあてはめには要件事実や訴訟物の選定が必要であり、あてはめにおいて受験生の間で大きな差がついていることが予想される。

以上

【刑事訴訟法】

設問 1 について

伝聞法則の趣旨の適切な理解を前提に、伝聞証拠の意義を問う基本的な問題である。

設問 2 について

実況見分も、任意捜査である点を除いて検証と同じ性格を有する捜査であることから、実況見分調書も「司法警察職員の検証の結果を記載した書面」に当たることを記述させるものである。

設問 3 について

実況見分調書の証拠能力について、実況見分調書全体、別紙 1、別紙 2 それぞれについて伝聞証拠該当性を論じさせる問題である。一義的ではない各部分の要証事実について適切に認定することが求められる。それぞれについて、伝聞証拠に該当するのであれば、別途伝聞例外の要件を満たさなければ証拠能力が認められない。

本問は、実況見分調書の証拠能力というある程度定まった論述手順を知っているか否かで差がつく問題であった。

以上